

誰もが自分らしく生きることができる 社会の実現を目指す実行プラン

～ 荒川区男女共同参画社会推進計画（第5次）～

令和3年5月

荒 川 区



はじめに

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現は、全ての人々の切実な願いです。荒川区では、「荒川区基本構想」の基本理念に、「全ての区民の尊厳と生きがいの尊重」を掲げ、区民一人ひとりの生命、人格、人権が尊重され、誰もが自由で多様な生き方を選択できるまちを目指しています。

平成 27 年（2015 年）の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げる持続可能な開発目標（SDGs）では、「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」を理念とし、人としての尊厳・基本的人権の保障を目指しています。この中で目標の 1 つとして掲げられているジェンダーの平等の達成は、全ての SDGs を達成するために不可欠の手段として位置付けられ、国際的に取組が進められています。

今なお感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症により、私たちの日々の暮らしは一変し、外出自粛による配偶者等からの暴力（DV）の被害や、非正規労働者・ひとり親家庭の経済的な困難、女性の雇用や所得への影響等の課題も顕在化しました。一方で、暮らし方や働き方の見直しにより、これまでにない新しい形での男女共同参画の可能性も期待されています。

この度の本計画の策定に当たっては、こうした社会情勢も踏まえ、男女、年齢、国籍、性自認・性的指向、立場等にかかわらず、「誰もが自分らしく生きることができる社会の実現」を基本理念として掲げ、区政の各分野において重点的に取り組んでいくべき内容を取りまとめました。今後、本計画を着実に推進することにより「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けた取組を全力で進めてまいりますので、皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に御尽力を賜りました権丈英子委員長を始め、策定委員の皆様、貴重な御意見をお寄せくださった区民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 3 年 5 月

荒川区長
西川 太一郎



目次

第1章 計画の枠組み

1	計画策定の目的	2
2	計画策定の背景	2
	(1) 国際社会の動き (2) 国の動き	
	(3) 東京都の動き (4) 荒川区の取組	
3	計画の位置付け	7
4	計画の概要	7
	(1) 計画の期間 (2) 計画策定の体制	
	(3) 計画の進捗管理・評価 (4) 計画の見直し	

第2章 基本的な考え方

1	現状と課題	10
2	計画の基本理念及び基本目標	17
3	計画の体系	18

第3章 施策の方向性と施策

基本目標1	人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	22
1	人権尊重・男女平等教育の推進	23
2	多様性を認め合う視点での広報・啓発・支援の推進	25
3	あらゆる暴力の防止に向けた取組の推進	27
基本目標2	あらゆる分野において男女共同参画を推進する	31
1	区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	32
2	地域を活性化させる活動の促進	32
3	危機管理対策における男女共同参画の推進	35
4	生涯にわたる男女の健康づくり支援	36
基本目標3	全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する	38
1	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	39
2	家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	39
3	働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	41
4	切れ目のない就労支援	43
5	地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進	45
基本目標4	計画推進のための体制を整備する	47
1	男女平等推進センター(アクト21)の機能の充実	47
2	区民参画による推進体制の整備	48
3	男女共同参画社会形成への区職員の意識づくり	48

【参考資料】	5 1
荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会設置要綱	5 2
荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員名簿	5 4
荒川区男女共同参画推進委員会設置要綱	5 5
荒川区男女共同参画社会推進計画策定に向けた審議経過	5 7
荒川区男女共同参画社会推進計画　パブリック・コメントの実施結果	5 8
第 44 回荒川区政世論調査（抜粋）	7 3
令和元年度荒川区民総幸福度（G A H）に関する区民アンケート調査(抜粋)	9 5
男女共同参画社会基本法	9 7
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	1 0 2
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	1 1 3